

## 司法院釈字第 590 号（2005 年 2 月 25 日）\*

### 争 点

本件は裁判官が「訴訟手続の停止を決定すること」の意味について憲法解釈を申立てるものである。

（法官聲請釋憲、「裁定停止訴訟程序」意涵？）

### キーワード

法律違憲、訴訟手続の停止（停止訴訟程序）、児童及び少年売春防止条例（児童及少年性交易防制條例）

**解釈文：**裁判官が事件を審理する際に合理的な確信をもって適用すべき法律が違憲であるかという疑いが生じる場合に、各審級の裁判所はこれを先決問題として訴訟手続の停止を決定して、法律が違憲であることとの確信を客観的に形成する具体的な理由を提出し司法院大法官解釈を申立てることができる。ここでは、「裁判官が事件を審理すること」とは裁判官が刑事事件及び行政訴訟事件、民事事件、非訟事件などを審理する場合を指すのであるから、「訴訟

手続の停止を決定すること」とは各事件あるいは案件の訴訟あるいは非訟手続の停止決定をも含むのが当然である。訴訟あるいは非訟手続の停止を決定することは裁判官が憲法解釈を申立てる場合には遵守すべき手続きである。ただ、訴訟あるいは非訟手続の停止が決定された後に急迫事態が生じる場合には、裁判官は関連法律の立法目的を探求し当事者の権益と公共利益を權衡し個別事件の関連状況などの事情を斟酌してから、必要な保全、保護あるいはその他の適

---

\*翻訳者：蔡英欣

切な処分を行わなければならぬ。この点について、当院釈字第371号及び第572号を補足すべきである。

**解釈理由書：**本件の申立人による申立ての趣旨は、申立人が台湾苗栗地方裁判所九〇〇年度（二〇一〇年度）護字第三一号児童保護安置事件を審理する際に確信をもって適用すべき児童及び少年売春防止条例第一六条の規定及び同条と関連する同条例第九条と第一五条第二項の規定が憲法第八条及び第二三条に抵触するかという疑いが生じるとして、司法院釈字第371号に基づいて憲法解釈の申立てを提出しながら、被保護者が不利益を蒙ることを妨げるため先に本件の終局決定を行い当該解釈に基づいて憲法解釈を申立てるときに訴訟手続を停止すべきか否かという補足的な解釈を求めることがある。当院は本件の申立案件を審理するときに関わった申立ての手続きの問題について、上記の解釈に補足的な解釈を行う必要があると認めこれをもって補足的な解釈を行う。

当院釈字第371号及び第572号においては、裁判官が事件を審理する際に合理的な確信をもって適用すべき法律が違憲であるかという疑いが生じる場合に、各審級の裁判所はこれを先決問題として訴訟手続の停止を決定して、法律が違憲であることとの確信を客観的に形成する具体的な理由を提出し司法院大法官解釈を申立てることができるとされている。これにより、裁判官が遵守すべき憲法と適用しようとする法律との間にその取捨を行いうることは排除され、司法資源の浪費も避けられる。ここでは「裁判官が事件を審理すること」とは裁判官が刑事事件及び行政訴訟事件、民事事件、非訟事件などを審理する場合を指すのである。したがって、「訴訟手続の停止を決定すること」とは各事件あるいは案件の訴訟あるいは非訟手続の停止決定をも含むのが当然である。

裁判官は憲法解釈を申立てる場合に訴訟手続の停止をあわせて決定しなければならない。というのは、憲法第七八条及び憲法改正

増加条文第五条第四項において法律が違憲であるか否かを宣告する権限は専ら司法院大法官に属するものであるとされているからである。各審級の裁判所の裁判官は憲法第八〇条により、法律に基づいて独立して審判すべきであるが、法律が違憲であると認定し直ちにその適用を拒絶する権限を有しない。したがって、裁判官が事件を審理する際に合理的な確信をもって適用すべき法律が違憲であるかという疑いが生じ大法官解釈を申立てて必要があると考える場合に、当該訴訟手続はむしろ進行し続けることができない。そう解釈しないと、裁判官は違憲であると確信している法律を適用し裁判を下すことが許され、法治国家において裁判官が実質的かつ正当な法律に基づいて裁判を行うという基本原則は反されることになり、これは当院釈字第三七一号及び第五七二号の趣旨に合致しなくなる。よって、訴訟あるいは非訟手続の停止を決定することは裁判官が憲法解釈を申立てた場合には遵守すべき手続きである。

憲法第一六条は国民が訴訟権を有すると定めている。その趣旨は国民の権利が確実かつ迅速に保護されることがあることにあるから、国家機関は当然に効果のある救済制度による保障を提供すべきである。各種類の事件を審理進行中、訴訟あるいは非訟手続は法定事由により停止されるが、急迫事態が生じる場合には、裁判官は本案を終結させるよう終局判決を下すことができないことに加えて、国民の権利を保障し公共利益の維持をも考慮するため必要な処分を行わなければならない。裁判官は憲法解釈を申立てることにより訴訟あるいは非訟手続の停止を決定してから、原因となる事件を進行し続けることができなくなる。もし急迫事態が生じれば、裁判官は上記の憲法及び解釈の趣旨を貫くため関連法律の立法目的を探求し当事者の権益及び公共利益を權衡し個別事件の関連状況などの事情を斟酌し必要な保全、保護あるいはその他の適切な処分を行わなければならない。また、処分の適切性を求めるため処分を行う前には、当事者または利害関係者

は意見を陳述する機会を有するべきである。しかも、当事者または利害関係者は当該処分に対して関連手続法の規定により救済を求めることができるのが当然である。そして、前述した急迫事態が生じるときに適切な処分が行われなければならぬ例として、たとえば証拠を直ちに調査しないと滅失してしまう場合に裁判官は即時に証拠の調査を行わなければならぬ。また、たとえば刑事案件において被告人が勾留中、その勾留の期間がまもなく満了する場合に裁判官は法により勾留の期間を延長することを決定しあるいはその他の適切な処分を行わなければならぬ（刑事訴訟法第一〇八条を参照）。あるいは、刑事訴訟法第一一四条第三款の定める事情がある場合に、裁判官は保証金の納付により勾留の執行を停止する決定を行うことができる。そして、本件の申立てる事件が関わった児童及び少年売春防止条例第一六条については、所管機関は同条例第一五条第二項により、売春を行うあるいは売春を行うおそれがある児童または少年を所管機関が設置した

緊急収容センターに暫時安置し、当該センターは同条例第一六条第一項により安置した時からの七二時間以内に報告を提出し裁判所に対して決定を求める。その際、裁判所が当該七二時間の安置に関する規定及び同条における決定が遵守されるべきである手続きに関する規定が違憲であると疑い、当院釈字第三七一号及び第五七二号に基づいて非訟手続の停止を決定し当院に対して憲法解釈を求める場合には、裁判所は当院が解釈を行う前に、緊急収容センターに安置された児童あるいは少年に対しては当該条例第一六条第二項により安置しないという決定を行うこともできなく、または当該児童または少年を所管機関に引渡し短期収容センターあるいはその他の適切な場所に安置させるよう決定を行うこともできない。これらの決定がなされたら、当該児童または少年は緊急収容センターに安置され続けることになり、これは安置された児童または少年の親権あるいは後見人の親権あるいは後見権を剥奪することと同様であり、緊急安置された児童または少年の人

身自由の保護の手続き及びその他の関連権益の保障は明らかに欠ける。急迫事態が生じる場合には、裁判官は非訟手続の停止を決定すると同時に、たとえば当該児童または少年をその親権者または後見人に暫時引渡すこと、あるいは当該児童または少年の家庭が適格ではない場合に社会福祉機構に引渡し適切なサポートないし教養を与えることといった必要かつ適切な処分を行わなければならない。当院釈字第三七一号及び第五七二号について補足的な解釈を行うべきである。

最後に、裁判官が事件を審理する際に適用すべき法律が違憲であると疑い当院釈字第三七一号及び第五七二号により当院大法官解釈を申立てるのは、申立てる裁判官の審理している事件が未だに終結せず、係属中の事件に限る。というのは当該法律の適用が当該事件の裁判の結果に影響を与えるような先決問題であるからである。このように限定しないと法律が違憲であるかという疑いが生じない。憲法解釈を申立てた本件であ

る台湾苗栗地方裁判所九〇年度護字第31号児童保護安置事件について、申立てた裁判官が児童及び少年売春防止条例第一六条第二項を適用し本件の終局決定を行ったがゆえに、当該事件は訴訟係属が終了したから、裁判官が適用した同条の規定及び関連の同条例第九条と第一五条二項が違憲であるとの疑いについて、これは上述したように当院が行った憲法解釈の部分により、各解釈において示された憲法解釈の申立ての要件に該当せず、受理されるべきではない。

本解釈は、謝在全大法官による補充意見書、林永謀大法官、許玉秀大法官によるそれぞれの反対意見書がある。